

# 議案参考資料

[令和6年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当  
資産税担当

## 議案名

報告第2号 専決処分(桐生市市税条例の一部改正)の承認を求めるについて

## 趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和6年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

## 概要

### 1 個人市民税関係

- 令和6年度分の個人住民税について特別税額控除(定額減税)を実施。納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を所得割額から控除します。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り、(所得税についても納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき3万円の控除があります。)

### 2 固定資産税関係

- 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間(令和6年度～令和8年度)継続します。

### 3 その他の改正

- 災害時に本人からの申請がかなわない場合、職権による減免を可能とする規定を追加します。(市民税・固定資産税・特別土地保有税)
  - 法律等が改正されたことにより生じた適用条項のずれの修正及び文言整理を行います。
- (施行期日：令和6年4月1日)

## 背景・経過

現下の経済社会情勢等を踏まえ、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除を実施するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整等を行う必要があることから、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。